

# スポーツ界における知的財産権の保護

## ー陸上競技の指導法に着目してー

福井 哲成 (競技スポーツ学科 スポーツビジネスコース)

指導教員 吉田 政幸

キーワード：知的財産、指導法、陸上競技

### 1. 緒言

本研究のテーマはスポーツ界における知的財産権の保護である。このテーマについて理解を深めるために、本研究では陸上競技の練習方法に着目して、①「創造に対する報酬の権利」が陸上競技の「練習方法」にも及ぶ(存在する)のか、②陸上競技の「練習方法」の保護化が必要かどうか、③保護出来るのであればどの法律で保護できるのかについて検証した。

### 2. 研究方法

本研究では、インタビューを用いてデータを収集し、質的にデータ分析を行った。研究を進めていく中で仮説や理論を生み出していく「仮説・理論生成型」を使用した(関口、2007)。知的財産として陸上競技の練習方法を保護化する必要があるかどうかを検討するためには、探索的な質的分析が有効と考え、半構造化インタビューを採用してデータ収集を行った。予備調査では本調査の質問項目を作成するために、陸上競技の指導者1人に調査を行い、本調査では日本の陸上競技を代表するトップアスリート又は指導者を対象に、合計5人の対象者(短距離、ハードル、跳躍、投擲)から協力を得た。

### 3. 結果と考察

図1は、陸上競技の練習方法の知的財産的保護に関するインタビュー結果である。まず、陸上の競技的な発展や現状を考慮する声が多く、指導法の保護化は早急の課題ではなく将来的

な問題であり(Cさん、Eさん)、保護する対象については絶対的に誰が行っても競技レベルが上がる練習方法が保護の対象となるという結果であった(対象者全員)。また、保護に取り組むべき組織については、日本陸上競技連盟という回答が得られ、特にオリンピックなどの国際イベントで国家間の競争が生じる場合は、練習法やトレーニング方法を国際的に保護していくことの必要性も指摘された。

	回答	回答者
時期	将来	Cさん・Eさん
保護する団体	日本陸上競技連盟	Bさん
規模	国家レベル	Bさん・Dさん・Eさん
保護する対象	絶対的に誰が行っても競技レベルが上がる練習方法	Aさん・Bさん・Cさん・Dさん・Eさん

図1 インタビュー結果

### 4. 結論

本研究は陸上競技の練習法の知的財産保護に着目した新しい研究であった。陸上界の短距離、障害、跳躍、投擲、長距離などの複数種目の専門家が持つ感覚や経験に着目してインタビュー調査を実施し、練習法の保護化の可能性を検討した。今後は、本研究結果が陸上に限らず、他のスポーツの知的財産保護の問題を考察する一助として役立つことが期待される。

#### 【主な参考文献】

角田政芳・辰巳直彦(2008) 知的財産法。